

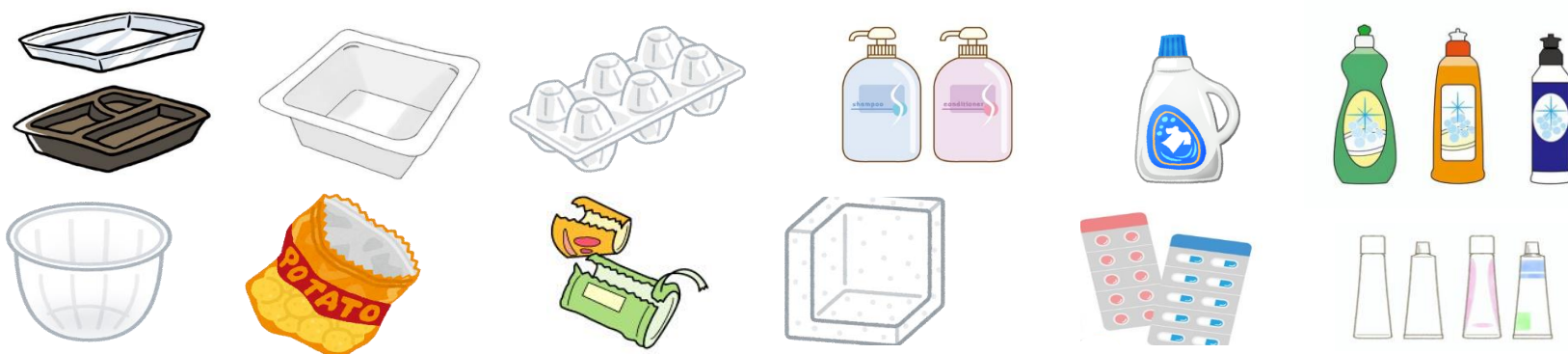
『容器包装・製品プラスチック一括回収』

【令和7年10月開始予定】

近年、プラスチックごみによる海洋汚染や焼却時に二酸化炭素を排出すること等から、プラスチック資源を適切に処理し、循環利用する取り組みの重要性が高まっています。令和4年4月に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことに伴い、当組合でも令和7年10月からの容器包装と製品プラスチック一括回収の実施に向けた取り組みを進めていきます。

現在、ビニール類収集袋で排出できるプラマークのある容器包装

【例】食品トレイ・パック・菓子袋・発泡スチロール・ボトル・ラベル・チューブ 等



上記のプラマークのある容器包装に加えて、下記の『大部分がプラスチック素材の製品プラスチック(50cm未満のもの)』を同じ収集袋に入れて排出できるようになります。

新たに排出できるようになる製品プラスチック

【例】文房具類・収納用品・屋外用品・台所用品・風呂、洗面用品・玩具類 等



※『容器包装・製品プラスチック一括回収』については、船井郡衛生管理組合HPやチラシ等で、随時内容をお知らせいたします。

“分ければ「資源」、混ぜれば「ごみ」”

快適な環境を次の世代に引き継ぐのは、あなた自身です。ごみの減量化と分別収集にご協力ください。

